

「仙台旅先体験コレクション」デジタルプロモーション業務委託に係る  
公募型プロポーザル実施要領

1 適用

本要領は「仙台旅先体験コレクション」デジタルプロモーション業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等に必要な事項を定めるものとする。

2 事業の概要

(1) 事業名

「仙台旅先体験コレクション」デジタルプロモーション業務委託事業

(2) 事業内容

別紙仕様書のとおり

(3) 事業期間

契約締結日から令和3年2月26日(金)まで

[広告配信期間：令和2年11月1日(日)～令和3年1月31日(日)]

(4) 委託限度額

1,235,000円(消費税及び地方消費税を含む)

3 提案書作成に関する留意点

(1) 費用負担

企画提案等の応募に関わる全ての経費は、参加事業者の負担とする。

(2) 提出書類の取り扱いおよび著作権

提出書類の著作権は、それぞれの参加事業者に帰属するものとし、公益財団法人仙台観光国際協会(以下「協会」という。)が参加事業者に無断で本募集以外の目的での提出書類の使用ならびに情報の提供を行わない。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、商標権等の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている権利を使用した際に生じた責任は、参加事業者が負うものとする。

(4) 虚偽の記載の禁止

提案書へ虚偽の記載は禁止とし、虚偽の記載が確認された場合は、提出した企画提案書は失格とする。

(5) 言語

提出書等に使用する言語は日本語とする。

#### 4 スケジュール(予定)

- |                         |                   |
|-------------------------|-------------------|
| (1) プロポーザル公募開始          | 令和2年10月6日(火)      |
| (2) 企画提案書作成等に関する質問受付期限  | 公募開始～令和2年10月8日(木) |
| (3) 企画提案書作成等に関する質問への回答  | 令和2年10月9日(金)      |
| (4) 参加に係る企画提案等書類提出期限    | 令和2年10月19日(月)     |
| (5) 企画提案書の審査(プレゼンテーション) | 令和2年10月22日(木)     |
| (6) 選考結果の通知(受託候補事業者決定)  | 令和2年10月23日(金)     |
| (7) 契約締結および事業履行開始       | 令和2年10月下旬頃        |

※審査会等日程が変更となる場合は、参加事業者に対し事前に通知を行う。

#### 5 説明会

本事業に関する説明会は開催しない。

#### 6 質問および回答

##### (1) 提出期限

令和2年10月8日(木)17時まで

##### (2) 提出方法

①質問書(任意様式)により、電子メールにて提出すること。電話、FAX、持参等は認めない。

メールアドレス [Epro1000@sentia-sendai.jp](mailto:Epro1000@sentia-sendai.jp)

②電子メールの題名に「仙台旅先体験コレクションデジタルマーケティング業務」と明記すること。

③電子メール送信後、電話で体験プログラム推進室にメール着信を確認すること。

##### (3) 回答方法

令和2年10月9日(金)

公益財団法人仙台観光国際協会ホームページにて公開

#### 7 提案の手続き等に関する要件

##### (1) 参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、下記①～④に掲げる要件を全て満たしている者とする。

①当該業務を適確に遂行する能力を有し、円滑な履行体制が整備されていること。

②会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更正手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

③仙台市税等の滞納をしていないこと。

- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(2) 参加に係る必要書類の提出

①提出書類：

[参加に係る申請書類]

- ・参加申込書（様式集第1号様式1）
- ・誓約書（様式集第1号様式2）
- ・その他（会社概要や団体等の詳細が分かる資料）

[参加に係る企画提案等書類]

- ・企画提案書（任意様式）

企画提案書は別紙仕様書を遵守の上、下記の観点を踏まえて構成すること。

また、書類はA4判片面印刷とし、カラー印刷も可能。表紙と目次を除き10ページ以内で提出すること。

ア) 表紙

「法人名」「住所」「代表者名」「担当者名（所属、職、氏名）」「連絡先（電話番号およびFAX番号、電子メールアドレス）」を記載すること

イ) 目次

ウ) 基本的な考え方と提案する業務内容

エ) 業務の全体計画

- ・業務全体の流れ
- ・業務実施のスケジュール

オ) 業務の実施体制

人数や各業務における担当者の役割など、事業の実施体制を記載すること。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛要請等が発令された場合における業務実施体制についても併せて記載すること。

カ) 業務実績

官民間問わず、これまで実施した代表的な業務が分かる資料を提出すること。

・見積書

本事業に対する見積書（消費税及び地方消費税を含む）

ア) 明細書として項目毎に区分し、金額を記載すること。

③提出部数：7部

④提出期限：令和2年10月19日(月)17時まで

⑤提出方法：

企画提案を行う者は、持参又は郵送により提出し、持参の場合は、土日祝日を除く9時から17時までに提出すること。郵送の場合は、封筒に「企画提案書在中」の旨を記載し、書留郵便などの配達記録が分かる方法により、期限までに到達する

よう提出すること。

⑥提出先：

公益財団法人 仙台観光国際協会 体験プログラム推進室 須田、伊藤

住所 仙台市青葉区一番町 3-3-20 東日本不動産仙台一番町ビル 6 階

電話：022-302-5808 / FAX：022-268-6252

E-MAIL：Epro1000@sentia-sendai.jp

(3) 参加資格の喪失

参加事業者が次の事項に該当する場合は、失格とする。

① (1)の参加資格を満たさなくなった場合

②提出書類等に虚偽の記載があった場合

③審査の公平性を害する行為や一連の公募手続を通じて著しく信義に反する行為があり、9 (4) の審査委員会が失格と認めた場合

④参加事業者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

⑤参加事業者プレゼンテーションに正当な理由なしに参加しなかった場合

8 プロポーザルの中止

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することが出来ないと協会が判断したときは、中止する場合がある。その場合において、応募に関わる一切の経費は協会に請求できない。

9 提案の審査方法及び契約の方法

(1) 企画提案の審査

審査は非公開とし、企画提案書に基づいた参加事業者のプレゼンテーションによる審査を実施する。但し、応募が多数となった場合は、9 (4) の審査委員会により書類選考による一次選考を行うものとし、別途通知する。

(2) プレゼンテーション

参加事業者プレゼンテーション審査を次のとおり実施する。

日 時：令和2年10月22日(木)

場 所：仙台市文化観光局第二会議室（仙台市役所本庁舎5階）

出席者：3名以内

※ただし、新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、書類審査により実施する。

（プレゼンテーションに関する詳細は別途通知する。）

(3) 実施方法

①参加事業者プレゼンテーション及び補足説明

※事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めないものとする。

②1参加事業者あたりの持ち時間は、25分以内（説明15分、質疑応答10分）とし、

協会が指示した時刻から順次、個別に行うものとする。

③質疑応答

④その他

ア) プレゼンテーションに使用することを目的としたP C等の持ち込みは可能とする。

イ) プロジェクターは協会が準備する。なお、端子はミニ D-sub15 ピンとする。

(4) 審査委員会の設置

①審査委員会及び事務局の設置

参加事業者から提出された提案書の審査を行い、受託候補事業者の決定を行うため、審査委員会を設置する。また、事務局は公益財団法人仙台観光国際協会に設置するものとする。

②審査委員会の構成

審査委員会は、公益財団法人仙台観光国際協会及び仙台市文化観光局の職員からなる審査委員により構成する。

(5) 審査の決定方法

上記(4)の審査委員会が、プレゼンテーションをふまえ、提案書の内容について、(6)の審査項目を総合的に評価し、優れていると判断される事業者を1者選定し受託候補事業者とする。

## (6) 審査項目

審査は次の項目により評価するものとする。

項目	内容
事業目的との整合性	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業内容が事業の目的に対し、より効果が見込まれる魅力的な内容となっているか</li><li>・仕様書や要領に基づいた内容となっているか</li></ul>
事業の実現性と適確性	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業内容が現実的、具体的で実施可能であるか</li><li>・事業実施の知識や技術、ネットワーク、実績があるか</li><li>・事業の手順や方法、スケジュール、実施体制が十分であるか。 (新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛要請等が発令された場合における業務実施体制が想定されているか。)</li></ul>
事業の継続性と発展性	<ul style="list-style-type: none"><li>・広告配信期間内に成果が見込まれる、注目度の高い魅力的な内容であるか</li><li>・広告配信期間以降にも波及効果が期待されるような仕組みが施されているか</li></ul>
事業の公平性と分析力	<ul style="list-style-type: none"><li>・体験エリアや内容のバランスがとられているか（サイトの特徴、特色を理解した上での企画提案となっているか）</li><li>・専用サイト及び公式 SNS の認知度向上に向けて適切な分析・提案がなされているか</li><li>・事業の効果測定及び分析がしっかりと実施内容に組み込まれているか</li></ul>
事業の独自性と手法	<ul style="list-style-type: none"><li>・魅力向上につながる投稿が見込まれるか内容となっているか</li><li>・独自の提案や独創的な工夫がなされているか</li><li>・他の投稿記事に埋没しない仕組みとなっているか</li></ul>
費用の妥当性	<ul style="list-style-type: none"><li>・提案内容に応じた所要額が適切な額に見積られているか</li><li>・提案の合理性や適確性等、総合的にみて、適正な額といえるか</li></ul>

## (7) 審査結果

審査を受けた各事業者に対し、令和2年10月23日(金)に文書にて審査結果を通知する。

## 10 契約方法

受託候補事業者は協会と契約を速やかに締結し、着手届（第2号様式1）を提出後、事業を実施する。

## 11 完了報告

受託事業者は企画提案書に基づいた事業完了後、下記提出書類一式を協会へ提出し報告を行う。

[完了報告書類]

- ・完了届（第2号様式2）
- ・完了報告書（任意様式）

完了報告書については、別紙仕様書に定める「委託事業の目的」に対する成果や、広告配信業務を通して得られたユーザーの属性や行動特性等を多角的に分析した結果を解析し、事業の効果測定を行うとともに、今後の展開についての改善提案についた内容を記載すること。また、体験型プログラム専用Webサイト「仙台旅先体験コレクション」のアクセス数やSNS（Facebook「仙台旅先体験コレクション」／Instagram「tabisaki\_taiken\_collection」／YouTube「Taiken Collection」）のリーチ数等解析レポートもあわせて添付すること。

## 12 支払い方法

協会は事業完了後、上記「11 完了報告」により提出された報告書類一式の検査を経て委託料を受託事業者に支払うものとする。

## 13 その他

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 参加申込後に辞退する場合には、参加に係る必要書類の提出期日までに辞退届（任意書式）を提出すること。
- (3) 本要領について疑義が生じた場合は、協会の解釈による。